

<報道発表資料>

令和8年4月9日

令和7年度埼玉県学力・学習状況調査における個人結果票の 未返却について

県内公立小中学校6校において、児童生徒計474名分の令和7年度埼玉県学力・学習状況調査の個人結果票が未返却である事案が発生しました。

1 事案の概要

令和7年度に実施された埼玉県学力・学習状況調査の個人結果票については、授業や家庭学習等に有効活用できるよう、令和7年8月上旬に県教育委員会から各学校へ送付し、学校から児童生徒に速やかに返却するよう通知していた。

令和8年4月3日（金曜日）に、個人結果票の未返却の学校があったことが判明し、県教育委員会は埼玉県学力・学習状況調査を実施した市町村教育委員会に対して4月6日（月曜日）に返却状況を確認したところ、6校において調査対象児童生徒の全部又は一部について未返却があった。

2 原因

担任が返却を失念したことや、管理職等による返却状況の確認不足 等

3 対応

4月6日（月曜日）から10日（金曜日）に児童生徒や保護者に対して経緯の説明と謝罪を行い、該当の児童生徒に個人結果票を返却する。

4 再発防止策

児童生徒への個人結果票の返却期限を示し、完了について校長の報告を求めていく。

あわせて、学校において調査結果を活用した児童生徒への指導助言が適切に行われるよう、市町村教育委員会教育長や校長が出席する会議等を通じて周知・徹底する。